## 島根地方最低賃金審議会 第435回会議 議事録

1 日 時 令和6年7月9日(火) 午前10時00分~午前10時44分

2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室

3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名

労働者代表委員 出席5名 定数5名

使用者代表委員 出席5名 定数5名

4 主要議題 ○第57期補欠委員の紹介

- ○島根県最低賃金の改正諮問について
- ○専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の議 決について
- ○運営小委員会の設置について
- ○公開と意見陳述について
- ○労働団体からの要請等について
- 【会 長】 ただ今から、島根地方最低賃金審議会第435回会議を開会します。

今年度最初の本審議会になりますがよろしくお願いします。

それでは次第の2番目になります。この5月に労働者代表委員2名、及び使用者代表委員2名の交代がありましたのでご紹介させていただきます。資料確認と前後しますが、青色インデックスの資料ナンバー1の委員名簿をご覧ください。

まず令和6年5月2日付けになりますが、労働者代表委員福田真子委員及 び山本楽委員に代わりまして、飯塚祐子委員及び久保田恭佳委員を任命して おります。続いて使用者代表委員の小林直子委員及び若松志昌委員に代わり まして、多野美和委員及び福田佳典委員を任命しておりますのでご紹介いた します。

それから事務局においても異動があったようですのでご紹介願います。

【室 長】 賃金室長の渡辺でございます。賃金行政を担当し最低賃金審議会の事務局を 務めることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

> 本年4月の人事異動で事務局職員の異動がありましたので紹介させていた だきます。

青色インデックスの資料ナンバー2をご覧ください。

島根労働局長の岩見でございます。

- 【局 長】 よろしくお願いいたします。
- 【室 長】 局長には後ほどご挨拶させていただきます。 労働基準部長は、松井でございます。
- 【部 長】 松井です。よろしくお願いいたします。
- 【室 長】 賃金室長は、わたくし渡辺でございます。よろしくお願いいたします。 賃金室長補佐は、吉岡でございます。
- 【補 佐】 引き続き、よろしくお願いいたします。
- 【室 長】 賃金指導官は、藤原でございます。
- 【指導官】 よろしくお願いいたします。
- 【室 長】 以上5名で今年度の事務局を担当させていただきますので、よろしくお願い いたします。
- 【会 長】 それでは事務局の方で確認などをお願いいたします。
- 【指導官】 それでは、最初に委員の出席状況等につきましてご報告します。

本日は、使用者側の福田委員から少々遅れるという連絡をいただいておりますが、その他の委員の皆様、全員の出席をいただいております。最低賃金 審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことをご報告します。

また、本日の会議及び議事録につきましては、前回の3月11日に開催した第434回本審におきまして、公開することとして決定していますので、 公開としております。

なお、本日の会議の公開につきまして、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに6月28日から7月5日まで掲示いたしました結果、3名の傍聴希望者があり、本日2名の方が傍聴されておりますのでご報告いたします。傍聴者の皆様方には傍聴にあたっての遵守事項に従っていただきますようよろしくお願いします。

また、報道機関が2社お見えになっていますので、併せてお知らせいたし

ます。

【指導官】 それでは、労働局長の岩見がご挨拶いたします。

## 【局 長】 皆様おはようございます。

本日は皆様におかれましては大変ご多忙の中、また、お足元の悪い中、ご参 集賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、日頃から当局の行政運営には格別なご高配を賜っておりますことを併せお礼を申し上げます。

ご出席の委員の皆様方は、昨年5月1日付けで第57期委員として任命させていただいたところでございますが、一部の委員がお辞めになられたことから、本年5月2日に新たに4名の補欠任命を行わせていただいているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、令和6年度の島根県最低賃金の改定について諮問し、調査審議をお願いすることとしております。いよいよ本年度の最低賃金改定に向けた審議が始まるというところでございます。

中央では先般、6月25日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、 地域別最低賃金額改定の目安について諮問が行われ、今年度の審議がすでに スタートしているところでございます。

また、経済財政運営と改革の基本方針2024骨太方針は6月21日に閣議 決定されているところでございます。

審議会委員の皆様方におかれましては、島根県における最低賃金を取り巻く 事情、諸事情を総合的にご勘案いただきまして、ご審議賜りますよう何卒お 願い申し上げる次第でございます。

私の挨拶とさせていただきます。以上でございます。

## 【指導官】 続きまして、配付資料の確認をお願いします。

本日は、会議次第の1枚ものと、会議資料として青いインデックスのナン バー1からナンバー10を綴じたものをお配りしています。

資料ナンバー1が第57期島根地方最低賃金審議会委員名簿、資料ナンバー2が令和6年度審議会事務局体制、資料ナンバー3は最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋、資料ナンバー4が島根地方最低賃金審議会運営規程、資料ナンバー5が島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程、資料ナンバー6が島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領、資料ナンバー7が最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請写となります。

資料ナンバー8は最低賃金の大幅引上げを求める会長声明写となります。資料ナンバー9が令和5年度審議会等関係会議開催状況。資料ナンバー10が令和6年度答申日別最短効力発生予定日一覧表となります。以上、青インデックスのナンバー1からナンバー10までが資料その1となります。

また、資料その2としまして、グレーのファイルに赤インデックスのナンバー1からナンバー18までを綴じた賃金引上げ関係、賃金統計関係、経済指標・行政関係、生活保護関係の資料をとりまとめたものをお配りしております。

それから参考資料として、令和6年6月21日に閣議決定されました経済 財政運営と改革の基本方針2024関係部分抜粋で3枚もの、新しい資本主 義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版関係部分抜粋で6枚もの、 中央最低賃金審議会第1回目安小委員会資料の足下の経済状況等に関する補 足資料で60頁ものとなっております。次に、最低賃金に関する調査研究で 16頁もの、以上、この4つをお配りしております。

この他、労使代表の委員の皆様には、令和6年度版の最低賃金決定要覧という冊子をお配りしています。公益委員の皆様には先月行いました公益委員 会議においてお配りしております。

以上が本日お配りしています資料となります。よろしいでしょうか。

- 【会 長】 続きまして、会議次第の3番目、島根県最低賃金の改正諮問について、事務 局、お願いします。
- 【室 長】 これより労働局長が島根県最低賃金の改正諮問を行います。

(局長と会長が中央に移動し、局長が諮問文を読み上げ手交。)

【局 長】 島根県最低賃金の改正決定について (諮問)、 最低賃金法(昭和 34 年法 律第 137 号)第 12 条の規定に基づき、島根県最低賃金(昭和 55 年島根労働 基準局最低賃金公示第 1 号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針 2024(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議を求める。

よろしくお願いします。

(諮問後、諮問文の写を出席者に配布。)

【会 長】 ただいま、労働局長から審議会へ諮問をいただきました。

今年の島根県最低賃金の調査審議が始まりますが、何か諮問に対してご質問はありませんか。

(「ありません。」)

- 【会 長】 続きまして、会議次第の4の(1)専門部会の設置並びに最低賃金審議会令 第6条第5項及び第7項の議決について事務局から説明をお願いします。
- 【室 長】 それでは、改正決定の審議方法にあたって専門部会委員の任命予定について の説明と、この審議会で議決をお願いしたい2つの案についての説明をさせ ていただきます。

先ず、専門部会の設置と組織の予定についてご説明します。

資料ナンバー3に最低賃金法と最低賃金審議会令の抜粋を付けておりますが、最低賃金の改正諮問があった場合には、最低賃金法第25条第2項の規定により専門の事項を審議するため、専門部会を置かねばならないと規定されておりまして、また、同条第3項及び審議会令第6条第1項で、専門部会を組織する委員は、公・労・使各同数の9名以内で組織すると規定されております。

島根地方最低賃金審議会においては、これまで公労使各3名の9名により 専門部会を組織しております。後ほどご審議願います。

その専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、本日7月9日付で島根労働局一般公示を行いまして、7月24日水曜日を締め切りとして関係者からの推薦を求め、その後、速やかに任命したいと考えております。

また、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を選任し、任命する予定でおります。

今回の諮問に伴い、同じく本日7月9日付けで、最低賃金の改正決定に係る関係労・使の意見を求める公示を、7月26日金曜日まで行うこととしておりますので、併せてお知らせいたします。

続いて、本審議会で審議のうえ議決をお願いしたい2点についてご説明い たします。

1点目ですが、審議会令第6条第5項によると「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議と

することができる。」と規定されており、本審議会でこの議決をいただきますと、専門部会の決議後に改めて審議会で決議する必要がなくなることになります。

なお、審議会での議決が不要になる場合は、「専門部会において全会一致 で議決された場合に限る」とこういう形で運用することとされています。

2点目としては、同じく審議会令第6条第7項の取り扱いでございます。 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。とあります。第6条第5項と同様に本日その旨の 議決がいただければ、専門部会終了後、改めて審議会で廃止の議決する必要 がなくなります。

以上、専門部会の定員を9名とするご審議が1点目、それと事前に審議決 定いただきたい事項として審議会令第6条第5項と第7項関係の2点を提案 させていただきました。それではご審議をよろしくお願いいたします。

【会長】 ただ今事務局の説明がございましたが、何かご意見や質問はありますか。

(「ありません。」)

【会 長】 では、専門部会は公労使各3名で定員9名とし、審議会令第6条関係の2点 については、あらかじめ議決しておいてよろしいでしょうか。

(「はい。」)

- 【会 長】 それでは、専門部会は9名の委員とすること、審議会令第6条第5項の「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすること」及び第7項の「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止すること。」の適用について、いずれも決定させていただきます。
- 【会 長】 続きまして、会議次第の4の(2)運営小委員会の設置について、事務局から説明をお願いします。
- 【室 長】 運営小委員会の設置についてご説明します。

資料ナンバー4をご覧下さい。島根地方最低賃金審議会運営規程第3条で、「会長は審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができ

る。」と規定されており、今年度においても、運営小委員会を設置しておき たいと考えております。

「必要な案件が発生した時に迅速に対応する。」という意味合いで設置を 諮るものでありまして、当局の場合は、毎年、特定最低賃金の改正の必要性 を検討する際に開催しています。

運営小委員会の設置につきましてご審議をお願いします。

【会 長】 ただ今事務局の説明がありました、運営小委員会の設置につきましてご意見 等何かありますか。例年どおりを設置するということで異議はございません か。

(「ありません。」)

- 【会 長】 それでは事務局より運営小委員会設置の手続き等の説明をお願いします。
- 【室 長】 引き続き資料ナンバー5の島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程を ご覧ください。第2条の規定により、「労働者を代表する委員、使用者を代 表する委員各2名及び審議会の会長及び会長代理をもって構成する。」とな っておりますので、公益は会長と会長代理となりますが、労働者側と使用者 側にはそれぞれ2名の指名をお願いしたいと思います。
- 【会 長】 労使各側から2名の委員を指名することとなりますが、いかがですか?
- 【景山委員】 島田委員と私景山でお願いしたいと思います。
- 【森脇委員】 使用者側は、森脇と多野委員、2名でお願いします。
- 【会 長】 それでは確認させていただきますが、運営小委員会の委員は、公益側は、会 長と会長代理となっていますので私と吉田委員、労働者側は、景山委員と島田委 員、使用者側は、森脇委員と多野委員ということで指名させていただきますので、よろしくお願いします。
- 【会 長】 続きまして、会議次第の4の(3)公開と意見陳述について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 それでは、資料ナンバー4の島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項 と、資料添付はしていませんが各種最低賃金専門部会運営規程第5条第1項 に「会議は、原則として公開とする。」というふうに規定されております。 要は原則、会議は公開となっているものでございます。

しかしながら、それぞれの運営規程の同じ条文但書で、「ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、これらについては、会長あるいは部会長は会議を非公開にすることができる。」とされています。

昨年は7月の諮問本審、8月の目安伝達の本審と同日に行われた専門部会、9月の特定最低賃金の合同部会、3月の特定最賃改正申出の意向表明時の本審をそれぞれ公開ということになっておりました。ただ、8月の県最賃専門部会のすべての三者協議冒頭以外、そしてその専門部会において全会一致で結審しなかったために開いた採決本審、それから異議審については意見陳述後を非公開としておりました。

特定最低賃金につきましては合同会議を公開としていましたが、専門部会は6業種とも2回目の専門部会の意見表明後は非公開としてまして、3回目は冒頭以外すべて非公開としていました。

このような状況できておりますけれども、しかしながら、昨年から更なる 公開の流れが全国的に移行してきているという状況でございます。島根もで きるだけ公開の方向で進ませるべきであると事務局としては考えております。

後ほど皆様の方でご審議をいただきますが、今年度の島根地方最低賃金審議会については、公開の方向を一層進行させていきたいことから、事務局といたしましては、これは一つの案でございますけど、採決を除いて、三者協議は原則として公開をするというかたちが望ましいのではないかと考えているところでございます。

ただ、公開したところは議事録も公開、採決は議事要旨を公開することになります。

続きまして、審議会の開催にあたっての意見陳述への対応について説明します。

最低賃金法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」とされ、島根地方最低賃金審議会運営規程第5条第3項と、専門部会運営規程第4条第3項に、「会長、部会長が必要があると認めるときは、委員でない

者の説明又は意見を聴くことができる。」とされています。

毎年、改正諮問に伴う関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示に対する意見書提出、そして県最賃額改正決定に関する公示に対し異議の申出があり、目安伝達本審及び異議審において意見陳述が行われているところであります。

今年も目安伝達本審及び異議申し出があれば異議審での意見陳述を希望されるものと思われますが、意見陳述の実施についてのご協議をお願います。

以上、公開・非公開の扱いと意見陳述への対応、この2点についてご審議願います。

【会 長】 事務局から公開と意見陳述についてお話しがありました。皆様のご意見をお 願いたいと思います。

ます、公開についてですが、昨年の中央最低賃金審議会の目安・全協報告では、「公労使三者が集まって議論を行う部分は公開することが適当。」とされており、地賃の審議においてもこれに準じることになるとして、昨年は「基本的に会議は公開とするが、何らかの支障等のおそれがある場合は、会長あるいは部会長は委員の意見を聞きながら公開・非公開を判断する。」ということで進めさせていただいたかと思います。

今年度は、全国的な公開の流れがあるということ等から、「採決を除き、 三者協議は原則公開とする。」このように考えております。これでいかがで しょうか。

また、意見陳述について、昨年も目安伝達本審と異議審において意見陳述を受けていましたが、今年度も希望があればそれぞれ意見陳述を受けてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

この2点、公開と意見陳述について、皆さんのご意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【森脇委員】 それでは使用者の方から、まず1点目の公開・非公開についてですけど、三者が 集まって話をしている、三者が集まって話しをすること事態について公開することは やぶさかではないというふうに思っています。

ただし、企業の情報とか特定の情報が公開されることについて、その影響があるっていうケースが、やはり会長の方に、公益の方に申し上げたいと思っておりまして、企業にとって、その企業価値を棄損するような情報を公開されることはいたって不本意だと思っておりますので、その点は是非相談しながらやらせていただきたいというふうに考えております。

全体的には今年そういうふうな方向であれば全く構わないというふうに考えていま す。さっき申しあげたとおり、特定情報があればというところです。

それからもうひとつの方の意見陳述の方は、それぞれ意見陳述するということであれば、私どもの方にとっては全く差し支えないというふうに考えております。以上です。

【景山委員】 労働者側ですれど、まず、公開につきましては原則公開ということについては理解を示したところでありますし、より会議は開かれたものであるべきということについては 異議がないところでございます。

また、今年度示されました先ほどの三者協議につきましては公開ということについても理解いたします。それから、森脇委員がおっしゃったように都度都度、それぞれから意見がある場合は協議をしていただいて、その旨運営規定にあるような第6条1項の但し書きにあるように運営をしていただければというふうに思っております。

それから、意見陳述につきましては、多くの意見をいただきたいというのが我々の 気持ちでございまして、県民の方々がこの審議会以外でどのようなことを思われてい るかっていうことを率直に聞く、貴重な機会であるというふうに思っておりますので、そ れぞれ承りたいと思っております。以上です。

## 【会 長】 その他ありますでしょうか。

それでは、会議の公開化については、提案どおり、採決を除き、三者協議は 原則公開とする。ただし、企業情報とか特定情報など、企業価値を棄損するような情報を公開をすることによって棄損を与えるようなことがないように、その都度、その都度、公益と労使と話し合いながら公開・非公開の判断をする形でよろしいでしょうか。

(「はい。」)

それでは、そういうふうな形でさせていただきます。

また、意見陳述は、希望があれば目安伝達の本審と異議申出の本審において行うということでよろしいでしょうか。

(「はい。」)

それでは、このような方向で行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 【会 長】 続きまして、会議次第の5労働団体からの要請等についてですが、先般、島根労働局長あてに全労連中国ブロック協議会及び島根労連から要請があったようですので、事務局からこの要請について報告をお願いします。
- 【室 長】 それでは、報告の方をさせていただきたいと思います。

島根県労働組合総連合(島根労連)などからの要請が資料ナンバー7のと おり6月10日にございました。

労働局長あての要請でございますが、要請項目1、「直ちに時給1,500 円以上に引上げ、地域間格差を解消すること」及び要請項目6「審議会開催 にあたっての意見陳述や完全公開等」の要請については、今後の審議にも関 係することですので、厚生労働省本省に報告するだけではなく、審議会へも 伝える旨の回答を行っていますので、このような意見・要望があったことに つきまして、審議会へも報告させていただきます。

要請に対するご意見がございましたら、その意見を付し本省へ報告することとなりますし、特段なければ本審議会へ報告した事実のみを本省報告することとなります。

また、労働団体からの要請ではございませんが、資料ナンバー8をご覧下さい。島根県弁護士会から5月30日付けの「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」こちらの方が届いております。声明の要旨は、島根地方最低賃金審議会は、島根県最低賃金の大幅な引上げを図って、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきであるとする意見の表明でございます。本声明において、令和5年度の島根の最賃改定について中央最低賃金審議会の引上げ目安を7円上回る47円の引上げが行われた点一定程度評価できるように思われるとされておりますけれども、全国的な水準に照らし、やはり低い状態が続き、地方の活性化を図るためにも都心との格差を解消することが重要であるとしております。

表明に対して審議会の回答は必要ありませんけれども、表明に対するご意 見があれば、その意見を付して本省へ報告することとなります。特段なけれ ば本審議会へ報告した事実を本省報告することとなります。

労働団体からの要請及び弁護士会の声明について、それでは取扱い等をご 審議願います。

【会 長】 事務局から説明がありましたが、労働団体からの要請並びに弁護士会の声明 について、意見があればそれも厚生労働省に伝えていただくことになります し、特になければ、審議会は要請並びに声明の報告を受けたという事実のみ を厚生労働省に伝えることになります。

要請並びに声明について、何かご意見はありますか。

(「ありません。」)

それでは、事務局は審議会へ報告した事実を厚生労働省に伝えて下さい。

- 【室 長】 了解いたしました。
- 【会 長】 会議次第の6番目のその他ですが、委員の皆様、何かありますか?

(「ありません。」)

- 【会 長】 事務局から何かありますか。
- 【室 長】 それでは私の方から、まず、本日、午後から開催予定となっております事業 場視察についてでございます。視察につきましては、地域等の実態を直接認識す る機会とするために実施をしているというものですが、今年度は食料品製造業の 会社を予定しております。視察結果につきましては、次回の本審で報告いたしま す。

次に、特定最低賃金ですけれども、7月末までには申出が予定されております。その申出がありましたら、運営小委員会を例年どおり開催したいと思っております。今後の開催日程については、審議会終了後に確認をお願いしたいと思います。以上でございます。

【会 長】 他にございますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは、次回の本審は、1目安の伝達と、2改正諮問に関する関係労使の 意見が提出されれば意見陳述とその審議、この2つが主な内容となりますが、本 審議会は公開とします。なお、議事録も公開となりますのでご承知おきください。 以上をもちまして、本日の会議は無事終了となります。ありがとうございま した。